

所属法人が建築物の発注者法人であり、かつ所属部署が建築士事務所登録は行っていないが建築士事務所と同等の業務を行っている場合について

建築士法第 23 条の規定に基づき、業として建築物の設計・工事監理業務等を実施する場合は建築士事務所の登録が必要とされています。しかしながら自社所有物件の建築・工事監理業務等を行う場合については、建築士事務所登録が必須要件とはなっていません。

このため、自社所有物件の建築・工事監理業務等については、所属部署が建築士事務所と同様の業務形態であることが認められた場合に限って、当該部署が建築士事務所登録を行っていない場合であっても、実務経験としての申請が可能なものとします。

建築士事務所と同様の業務形態とは、下記の組織要件、業務要件を満たすものを指します。

【組織要件】(必須要件：①、②の両方を満たしていることが必要です。)

- ①当該所属部署に最低 1 名は建築士（一級建築士・二級建築士・木造建築士のいずれか）が所属していること。
- ②上記①の建築士のうち統括的立場の者等最低 1 名が建築士法第 22 条の 2 に規定する定期講習を直近 3 年以内に受講していること。

【業務要件】(以下の業務のいずれかを実施していることが必要です。)

設計業務

- ・基本設計の設計図書作成業務を実施。また、当該設計図書について所属部署がチェックする体制が整備されている。
- ・所属部署が作成した基本設計の設計図書に基づいて建築士事務所が作成した実施設計の設計図書について、所属部署がチェックする体制が整備されている。
- ・所属部署で実施設計の設計図書についても一部作成。また、当該設計図書について所属部署がチェックする体制が整備されている。
- ・所属部署で積算資料の作成やチェックを行う体制が整備されている。
- ・所属部署で設計者に提示する仕様・基準の策定・改訂等を行っている。
- ・その他

工事監理業務

- ・所属部署で設計図書に照らした施工図等の検討やチェックを行う体制が整備されている。
- ・所属部署で工事と設計図書との照合、確認及びチェックを行う体制が整備されている。
- ・所属部署で工事と設計図書との照合、確認及びチェックを行っている結果、設計図書通りに施工されていない場合は是正指示を行う体制が整備されている。
- ・その他

#### 基本計画策定業務

- ・ 所属部署で設計と条件（法令チェック・ボリュームチェック・地盤調査による地盤強度確認 等）の整理を行っている。また、当該設計と条件の整理について所属部署がチェックする体制が整備されている。
- ・ 所属部署で事業計画検討（賃貸建築物における建設費と家賃を勘案しての建築可能な規模検討、分譲建築物における土地取得価格・建設費と販売予定価格を勘案しての建築可能な規模検討 等）を行っている。また、当該事業計画検討について所属部署がチェックする体制が整備されている。
- ・ その他

「申告書（設計業務・工事監理業務・基本計画策定業務）」（Word）を本会ホームページよりダウンロードして、必要事項を記入の上登録申請の書類として提出をお願いします。

※1 複数の業務を担当されている場合（ex. 設計業務と工事監理業務を担当）、代表的な業務に該当する「申告書」1通のみを記入の上、提出してください。

※2 実務経歴書及び「申告書」を証明者に確認してもらった上で実務経歴証明書の作成を依頼してください（証明者の承諾を得ずに提出したことが判明した場合は、実務経歴証明書は無効とするともに、指定登録機関として所要の措置を講じます）。